

件名	原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を逸脱したとき (5号中央制御室非常用換気空調系外気取り入れ隔離弁1弁閉動作不能)
通報日	平成24年3月2日
概要	<p>5号機において、「保安規定で定める運転上の制限からの逸脱していたことがあった」という事実がわかった。</p> <p>2月27日昼間帯の照射された燃料に係る作業を実施する際、中央制御室非常用換気空調系が2系列要求されていたが、外気取り入れ隔離弁の2弁中、1弁が作業中で動作しない状況であったことが判明した。</p> <p>本状況が保安規定第57条における運転上の制限からの逸脱に該当していた。</p> <p>現在は、照射された燃料に係る作業は実施しておらず、運転上の制限からの逸脱には該当しないが、他に同様な状況がなかったか確認中。</p> <p>中央制御室非常用換気空調系が2系列必要な状況は、通常運転中および定期検査中においても、照射した燃料に係る作業を実施するときであって、その(燃料作業)タイミング以外では、機能要求はない。</p> <p>同様な状況がなかった確認したところ、2月24日の弁の作業開始以降、2月25日の昼間帯にも燃料に係る作業を実施していたことがわかった。</p>